

# Oracleライセンス自主点検のご案内

2023年8月

日本電気株式会社

# はじめに

平素よりOracle製品をご使用いただきありがとうございます。

本紙では、Oracleライセンスをより安心してご使用いただくため、特に注意すべきライセンスのご使用方法について説明しております。

ご使用中やご検討中の環境のライセンス使用方法の点検にご利用ください。

Oracle製品は、本紙の内容以外にも使用条件がございますので、

- ・ソフトウェア使用許諾契約書 (NECが許諾元となるライセンス)
- ・Oracle Master Agreement (オラクルが許諾元となるライセンス)

をご確認・ご同意の上、ご使用ください。

本紙は2023年8月時点での内容となります。

## Oracleライセンス自主点検のご案内

1. サマリー
2. 仮想化環境でのご使用
3. クラウド環境でのご使用
4. 許諾先と異なる第三者企業の業務でのご使用
5. 保守の統一
6. 特別条件等のご相談
7. ご連絡・ご相談方法

# サマリー

## ◆ 仮想化環境（VMware、Hyper-VなどのSoft Partitioningに分類される仮想化環境でOracle製品をご使用の場合）

- 全社に存在する仮想化環境を構成するすべての物理サーバのライセンスを保有
- × vCenter、ネットワークセグメント、システムなどで区切られた範囲でのライセンスのみ保有

## ◆ クラウド環境

- Amazon EC2、RDS、Microsoft Azure、Oracle Cloud Infrastructure、NECCIで使用
- 上記以外のパブリッククラウドで使わないまたは、物理サーバ専用のクラウドを使用
- × 物理サーバを特定できないパブリッククラウドで使用

## ◆ 許諾先と異なる第三者（グループ会社含む）使用

- 自社の単独の業務での使用
- × グループ会社の業務で共同使用
- × 他社の業務の為のホスティングサービスで使用

## ◆ 保守の統一

- 社内にあるすべてのライセンスのサポートを締結する または すべて締結しない
- × システム単位または部門単位でサポートの締結有無が統一されていない
- × NECから手配したライセンスのみサポートを締結し、他ベンダから仕入れたライセンスはサポートを締結していない

## ◆ 特別使用

上記、×の場合であっても、日本オラクル株式会社から特別な使用权を得ている場合は除きます

# 仮想化環境でのご使用

VMware、Hyper-V等のSoft Partitioningに分類される仮想化環境上で使用する場合

1. Oracle製品がインストール、及び/又は稼働している共有ストレージに結合している全ての物理サーバが稼働可能とみなされ、許諾（ライセンスカウント）の対象となります
2. ハイパーバイザの設定（ライブマイグレーションや配置制御）で、別の仮想化環境に移動可能な場合には、そのサーバも全て許諾対象となります。

タイプ	ライセンスの考え方（原則）	代表的な仮想化ソフトウェア・技術
Soft Partitioning	全社の仮想化環境を構成するすべての物理サーバにライセンスが必要 特定のサーバまたはクラスタに、ライセンス数を制限する手段として認められていません。	VMWare、Hyper-Vを含む、 下記Hard Partitioningに記載のない仮想化技術
Hard Partitioning	パーティションで分割された範囲のライセンスが必要 特定のサーバまたはクラスタに、ライセンス数を制限する手段として認められています。	Physical Domains (also known as PDomains, Dynamic Domains, or Dynamic System Domains)、Solaris Zones (also known as Solaris Containers, capped Zones/Containers only)、IBM LPAR (adds DLPAR with AIX 5.2)、IBM MicroPartitions (capped partitions only)、vPar (capped partitions only)、nPar、Integrity Virtual Machine (capped partitions only)、Secure Resource Partitions (capped partitions only)、Fujitsu PPAR

詳細やオラクルの公開情報は下記をご参照ください。

Oracle Partitioning Policy

<https://www.oracle.com/a/ocom/docs/partitioning-jp-168078-ja.pdf>

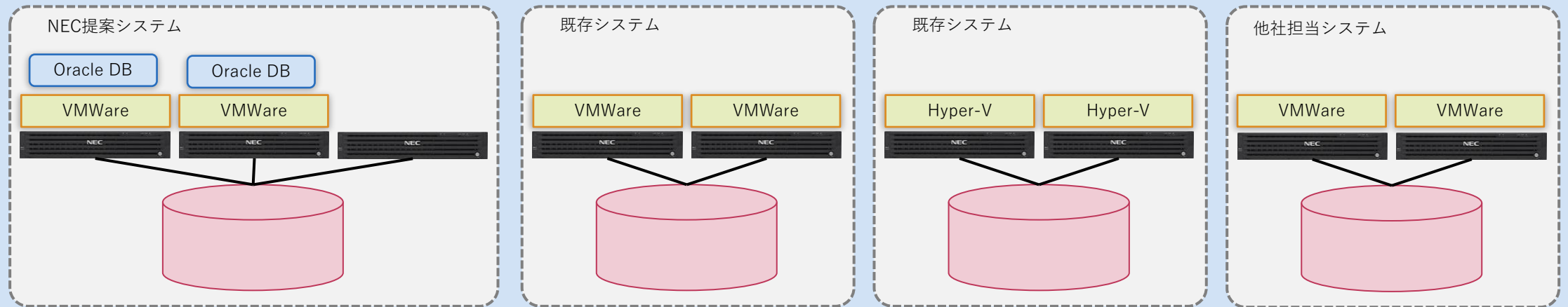
FAQ -複数の物理サーバーによるサーバー仮想化環境を構築した場合のライセンスカウントはどのようになりますか？

[https://faq.oracle.co.jp/app/answers/detail/a\\_id/2674](https://faq.oracle.co.jp/app/answers/detail/a_id/2674)

# 仮想化環境でのご使用

## 【具体的なカウント例】

ライセンスが必要となる範囲（=全社にある仮想化環境）



- 全社の仮想化環境を構成する物理サーバは**全てカウント対象となるため、既存システムや他社が担当するシステムがあった場合には、それらの物理サーバにもライセンスが必要となる可能性があります。**
- VMWare の場合には、別のvCenter Server管理下のサーバであっても同様です。
- VMWare、Hyper-Vなど異なる仮想化ソフトウェアを利用していても両方の環境にライセンスが必要です。

# クラウド環境でのご使用

## ◆ クラウド環境への適用時の原則

- クラウド環境専用のライセンスはありません
- オラクルライセンスが稼働しうる環境分が必要となるため、すべての物理サーバ分のライセンスが必要になる場合があります。
  - 承認されたクラウド環境において利用予定のリソースに応じたライセンスが必要（次ページ参考）  
「クラウド・コンピューティング環境におけるOracleソフトウェアのライセンス」  
<https://www.oracle.com/assets/cloud-lic-170290-ja.pdf>

※通常のパブリッククラウドでは、物理サーバを特定することは困難なため、現実的にはOracle製品を使用できません

## ◆ Oracle製品を適用できるクラウド環境

- オラクル社に承認されたクラウド環境
  - Amazon Elastic Compute Cloud (EC2)
  - Amazon Relational Database Service (RDS)
  - Microsoft Azure Platform
  - Oracle Cloud Infrastructure (OCI)
- 物理サーバを特定して使用するクラウド環境
  - NEC Cloud IaaS (NECCI) 物理サーバサービス
    - ※オンプレ環境と同じライセンスポリシーとなります。VMWare等の仮想化環境を使用しないようご注意ください

# クラウド環境でのご使用 (環境別ライセンスカウント方法)

- Amazon Elastic Compute Cloud (EC2)
- Amazon Relational Database Service (RDS)
- Microsoft Azure Platform

ライセンス	Standard Edition 2	Enterprise Edition
Processor	最大8vCPUの環境に適用可能 1~4vCPU : 1 Processor 5~8vCPU : 2 Processor	vCPU数に関わらず適用可能 Hyper Thread有効時 : 2vCPU毎に1 Processor Hyper Thread無効時 : 1vCPU毎に1 Processor
Named User Plus	最大8vCPUの環境に適用可能 最少ユーザー数 : 10 Named User Plus	vCPU数に関わらず適用可能 最少ユーザー数 : 1Processor毎に25Named User Plus

- Oracle Cloud Infrastructure (OCI)
- Oracle Cloud VMWare Solution

ライセンス	Standard Edition 2	Enterprise Edition
Processor	最大8 OCPUの環境に適用可能 1~4 OCPU : 1 Processor 5~8 OCPU : 2 Processor	OCPU数に関わらず適用可能 2 OCPU毎に1 Processor
Named User Plus	最大8 OCPUの環境に適用可能 最少ユーザー数 : 10 Named User Plus	OCPU数に関わらず適用可能 最少ユーザー数 : 1Processor毎に25Named User Plus



# 許諾先と異なる第三者企業の業務でのご使用

- ◆ **許諾先企業自身の自己の業務目的**としての使用が可能です。  
用途が自己の内部業務処理目的であれば、第三者がアクセスすることも可能です。

## 利用目的が被許諾者自身の自己の内部業務処理目的であれば

- インストールするマシンは許諾先になくても問題ありません。
  - インストールするマシンは契約に定められたテリトリの範囲内（国内）にて設置可能です。海外への設置はできません。
- 業務委託や外注先である別企業が使用しても問題ありません。
- 第三者からアクセス（入力）されても問題ありません。
- 許諾先から業務委託先や外注先への運用管理費等の支払方法は、製品の使用許諾とは無関係です。

## 注意！下の例は許諾先以外の業務のため違反となります

- グループ会社等の複数の企業・団体の業務処理に目的での使用（各社にライセンスが必要）
- 許諾先のお客様の業務処理を目的とした、サービス提供で使用（お客様にライセンスが必要）

# 保守の統一

サポートはライセンス・セット（企業単位かつ製品（群）単位のライセンスのまとまり）毎にサービス・レベル（サポートの有無、Extended Supportの有無）を統一させる必要があります。

## 企業単位

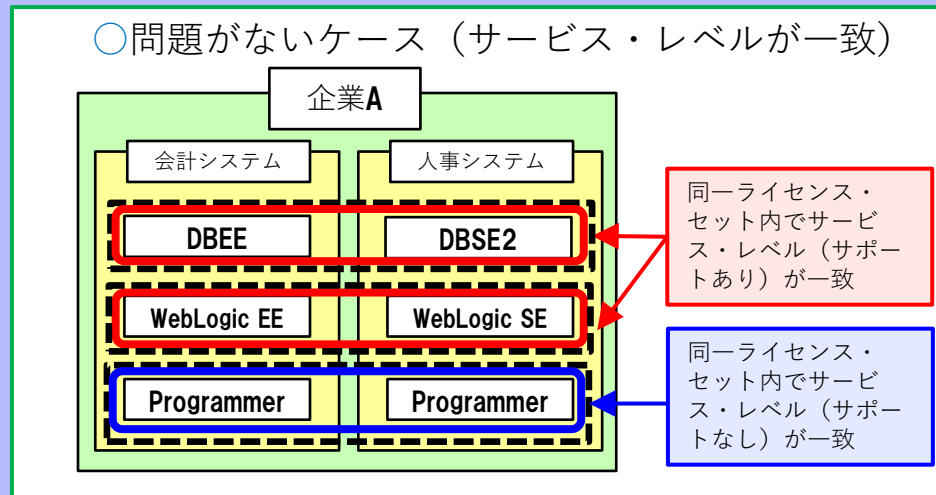
- 事務所や、システム単位ではなく企業全体
- 特別調整により、許諾先がグループ会社に拡大している場合は、グループ会社全体
- 官公庁の場合は、設置法に定めた単位

## 製品（群）単位

- オプションやエディションを含む製品単位
- Databaseの場合、下記が含まれる
  - Enterprise Editionとそのオプション
  - Standard Edition 2 (過去のSE1/SEも含む)
  - Personal Edition

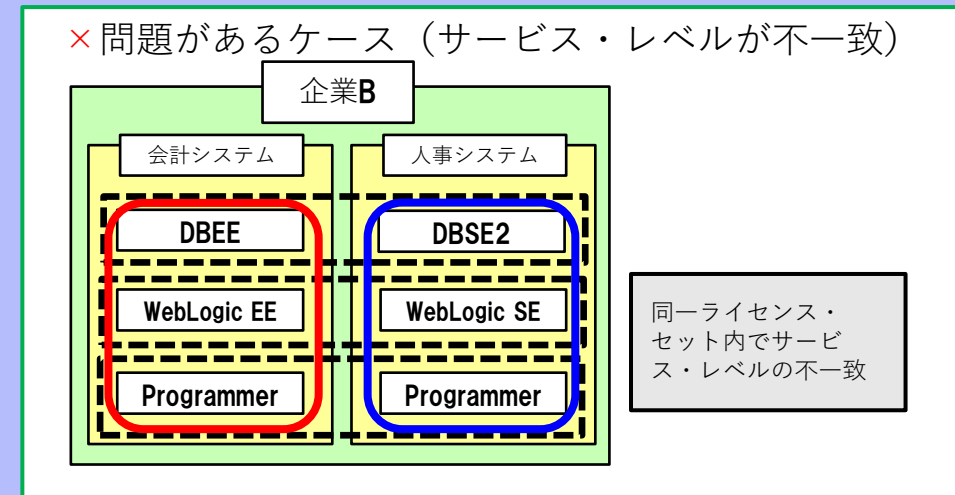
## サービスレベル一致/不一致の例

○問題がないケース（サービス・レベルが一致）



同一ライセンス・セット    サポートあり    サポートなし

×問題があるケース（サービス・レベルが不一致）



# 特別条件等のご相談

## ◆ 購入前

NEC、日本オラクルにて特別ライセンスの適用を検討・提案いたしますので、ご相談ください  
承認事項となりますので、必ず提供できることを保証するものではありません。

- 例外的にVLAN等で区分けした範囲にライセンスを限定する、仮想化環境の例外申請
- グループ会社共同で利用可能とする、許諾先定義拡大申請
- 許諾先と異なる第三者へのサービス提供を目的とする、ホスティングライセンス申請

## ◆ 購入後

違反と疑われるご使用方法をされている場合には、ご相談ください。

お客様自身で追加購入等による是正は過去の違反を解消するものではありません。

ライセンス監査等では過去の利用状態を含め確認するため、違反が発覚した場合は  
過去日を許諾日としたライセンスが必要となり、二重に購入が必要となる可能性があります。

# ご連絡・ご相談方法

---

- ◆ ご連絡・ご相談はNECの担当営業までお願いいたします。
- ◆ NECの担当営業がご不明の場合は以下よりお問い合わせください。  
<https://jpn.nec.com/soft/oracle/contact.html>  
> 資料請求・お問い合わせ

# \Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、  
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\ Orchestrating a brighter world

**NEC**